

介護予防・日常生活支援総合事業における事故発生時の報告事務取扱要領

28北福高第8031号

平成28年4月25日部長専決

(目的)

第1条 この要領は、東京都北区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）第22条第2項の規定による事故報告について必要な事故報告取扱基準を定め、速やかに介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係るサービスを行う者（以下「事業者」という。）から東京都北区（以下「区」という。）へ事故報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(報告対象者)

第2条 事故報告は、負傷又は死亡事故等（以下「事故等」という。）に係る総合事業に係るサービス利用者が区内在住者（住所地特例者を含む。）である場合及び事業所が区内の場合に行うものとする。

(事故の範囲)

第3条 事業者が報告すべき事故等とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 総合事業に係るサービス提供（利用者の送迎及び通院を含む。）時における死亡事故及び骨折、出血、火傷等の外傷、誤嚥、異食及び誤与薬等で、利用者が治療を要した事故。
- (2) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）に定めるもののうち、原則として1・2・3・4・5類の感染症（ただし、5類の定点把握を除く。）とする。）、食中毒、結核及び疥癬
- (3) 事業者の従業員の法令違反及び不祥事で利用者の処遇に影響があるもの
- (4) 火災、震災、風水害その他災害で介護サービス提供に重大な影響があるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事故等

2 前項に該当する場合を含め、比較的軽易なけが等の身体的被害であつて、医療機関での受診及び治療を要しない場合は、原則として報告を要しないものとする。

(報告事項)

第4条 事業者が報告すべき事項は、原則として事故等に関する次の各号に規定する事項とする。

- (1) 報告年月日
- (2) 事故等が発生した事業所の名称、所在地、管理者の氏名、報告者、事業者番号及び事業所の電話番号

- (3) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、生年月日、年齢、性別、電話番号、要介護度及び保険者名
- (4) 事故等の発生年月日、発生場所、サービス種別、事故の概要、原因等
- (5) 治療等を受けた医療機関の名称、所在地、治療の概要及び利用者の家族等に対する連絡状況
- (6) 事故後の利用者の現況、再発防止に向けての今後の対応及び損害賠償等の状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事項

2 事故報告書の標準例は、要綱第4条第1項(1)のア及びイ((ウ)を除く。)並びにウに規定する事業については別記第1号様式のとおりとし、同項(1)のイ(ウ)及び(2)に規定する事業については、別記第2号様式のとおりとする。ただし、前項各号に掲げる事故報告の項目が明記されている書式であれば、代替して差し支えない。

(報告の方法)

第5条 事業者は、事故等が発生したときは、直ちに事故等の概要を利用者の家族に連絡するとともに、前条第2項の事故報告書により、第一報を、前条第1項第1号から第5号まで及び第7号の事項について区に報告しなければならない。

2 事業者は、緊急性の高い事故等については、前項に規定する第一報を、区に電話等で行わなければならない。

3 事業者は、事故等の処理が終了したときは、前条第1項第6号及び第7号の事項について、遅滞なく区に提出しなければならない。

(対応)

第6条 区は、報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。事故対応は、当該被保険者が、区民の場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村や東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

付 則

この要領は、平成28年3月1日から適用する。

付 則 (平成31年3月7日部長専決30北福長第2341号)

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。